Establishment and Development of Educational Research Institute in Hiroshima Prefecture

メタデータ 言語: jpn
出版者:
公開日: 2023-01-31
キーワード (Ja):
キーワード (En):
作成者: 大迫, 章史
メールアドレス:
所属:

URL https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24925

【論 文】

広島県における教育研究所の設立と展開

大 迫 章 史

要約

本論文の目的は、戦後教育改革期に設立された地方における教育研究所がいかなる特徴を有していたのかを、広島県教育研究所ならびに広島県内各郡市教育研究所を事例に明らかにすることである。

まず広島県教育研究所の設立に向けた動きを述べた。つぎに広島県教育研究所設立のプロセスにみられる特徴を論じた。最後に戦後発足した広島県教職員組合と広島県内各郡市に設けられた郡市教育研究所とにみられる結びつきについて論じた。

広島県の教育研究所をめぐる動きをみた場合、広島県教育研究所は広島県教育委員会が主導権を取りつつその設置が進められ、郡市の教育研究所は広島県教職員組合がイニシアティブを発揮してその活動が展開された。とくに郡市教育研究所の活動に広島県教職員組合がコミットしていたのは、広島県教職員組合がその活動基盤を各支部に置いていたことが影響していた。

目次

はじめに

- I. 広島県教育研究所設立に向けた動き
- II. 広島県教育研究所の設立過程にみられる特徴
- III. 広島県教職員組合と郡市教育研究所の結びつき
 - (1) 広島県教職員組合と郡市教育研究所
 - (2) 広島県内各郡市教育研究所にみられる特徴

おわりに

はじめに

本論文の目的は、戦後教育改革期に設立された地方における教育研究所がいかなる特徴を 有していたのかを、広島県教育研究所ならびに広島県内各郡市教育研究所を事例に明らかに することである。

戦後日本の地方における教育研究所設置の動きをみると、教育刷新委員会でも議論されていたが、1947(昭和22)年3月に文部省が学校教育局長名で地方長官と師範学校長宛に発出した教育研究所開設の勧奨通達が大きな影響を与えた¹⁾。本通達によれば、教育研究所の事業内容とともに、①教育研究所は各学校の現職員をもって組織し運営すること、②教育研究所には所長、主事、所員、書記等を置き、その他は実情に応じて適宜これを設けること、

③ 教育研究所には委員会を設け、委員には、所員の他、教育行政に携わっている者、現職教員及び一般有識者から適当な人を選んで委嘱し、協力賛助を得ることなどが述べられていた2)。

広島県で県立としての広島県教育研究所が設置され発足するのは 1951 (昭和 26) 年 12 月であり、全国的にみるとその動きは遅れていた。設置に向けた具体的な準備も 1949 (昭和 24) 年に入って始められた。広島県は 1948 (昭和 23) 年 11 月に広島県教育委員会を設置しており³⁾、また教育研究所の設置に関わって 1949 (昭和 24) 年 5 月の第 4 回全国教育研究所連絡協議会以降、毎回広島県教育委員会から教育委員会指導課長や指導主事がこれに参加しており、教育研究所をめぐる全国的動向等は把握していたと考えられる⁴⁾。

しかし、広島県では広島県教育研究所の設置に先立って、すでに広島県内の多くの郡市に 広島県教職員組合の各支部が大きく関わる形で郡市教育研究所が設置されていた。

そこで、本論文では、広島県教育研究所が設置される経緯、そして広島県内に設置されていた郡市教育研究所と広島県教職員組合の関係を広島県教育研究所への認識なども含めつつ確認することで、広島県における教育研究所のあり方の特徴を明らかにしていきたい。

本論文では、広島県教育研究所が発行した『15年のあゆみ』、『創立20周年記念誌』、広島県教職員組合が発行した『広教組四十年史』や広島県教職員組合の機関誌『広島教育』などを材料として用いる。

I. 広島県教育研究所設立に向けた動き

広島県教育研究所の設立は、1949(昭和24)年1月の向井英三指導主事による起案「広島県教育研究所の構想案」にはじまるとされる⁵⁾。なお向井は当時広島県教育委員会の指導課に配属され広島県教育委員会設置の準備等にもあたった⁶⁾。どのような経緯で発案されたのかは確認できないが、おそらく文部省の教育研究所設置の勧奨通達や他府県での教育研究所設置の動きを受けてのことと考えられる。他府県の動きの把握では、全国教育研究所連絡協議会への参加の他、1949(昭和24)年4月には島根県立教育研究所を視察している⁷⁾。

向井が示した広島県教育研究所の構想案によれば、その機能は「教育の一般目標を研究すると共に広島県の実情に即した教育施策を研究し、これを実際面に具現する方途を講じ、以って広島県教育の興隆を図る」とあり⁸、下記のように具体的な機能が示されている⁹。

- 1. 教育の研究の結果を発表するため研究紀要を必要とする。
- 2. 広島県下の教育調査を行なうと共に全国府県の調査を行ない、この調査の上に立っ

て県の教育施策を樹立す。

- 3. 県の教育施策に基づき現職教育機関たらしめ、ひろく県下教職員の現職教育を継続的に行なう。
- 4. 研究制度は委員制度として問題に応じて委員を専任または兼任して、併任して研究 に従事する制度を設ける。
- 5. 県の研究所が妥当な研究を遂げるため、大学の研究所や他の教育研究所(中央の研究所、他府県および地方都市の研究所、私設研究所)との連絡を図る。
- 6. 実際面への研究連絡のため、研究所の近隣における小・中・高の学校を協力学校と して持ち、実際的研究を行なう。……(以下略)

広島県議会でも教育研究所設立のための予算が審議された。『広島県議会史』には「教育研修所新設費に百三十万余円を計上した」とあり、その理由として「新しい教育の制度においては、教育計画、教科書の採択等すべてそれぞれの地域の実情に即して行わなければならなくなり、当然基本的な調査や研究を必要とした」¹⁰⁾とある。また「庁舎としては、新築を考え、建坪八十六坪、二階建総延坪百七十三坪の防火建築を計画した」¹¹⁾とあり、昭和24年県議会の2月定例会(会期2月28日~3月1日)で決議された。

こうした動きの中で、『15年のあゆみ』には教育研究所設立のための経費として「昭和24年度の当初予算として300万円要求、116万円の決定をみた」¹²⁾とある。この点、『広島県議会史』の記述とは金額に若干の食い違いがある。この点を明らかにするため、『昭和24年度広島県議会議案書』の「教育費」の費目を確認したが、該当するとおもわれる箇所がなかった。また、1950(昭和25)年2月の定例議会が1950(昭和25)年2月24~25日に開催されているが、そこでは「昭和24年度一般会計予算」の追加更正として、教育費関連では「教育研究所の建設費」として「二百三万余円」が予算として計上されていた¹³⁾。なお議員も広島県教育研究所の設置には関心があったようで、1949(昭和24)年12月の定例議会で山崎正晴議員が「本県教育を推進するために教育研修所、教育会館建築を考慮してもらいたい」と述べている¹⁴⁾。また、県議会に置かれた常任委員会である教育委員会の報告でも要望事項として「教育公務員特例法第三章に定められてある教員研修所を速やかに設置し、その趣旨に副うこと」が出されていた¹⁵⁾。

1949 (昭和 24) 年 4 月には県教育長と教育委員協議会に教育研究所の構想の議題を提案¹⁶⁾ し、中国 5 県教育長協議会の付議事項では、広島県教育委員会は教育研究所に関する意見として、教育公務員特例法における研修規定との関係で、(1) 研究所の機能をどのように考えているか、(2) 研究所の庁舎の構造について、(3) 研究所員の定員問題、(4) 他の研究

所との連関について、(5) 指導課と研究所の関係について、(6) 研究所来年度の予算について、(7) 研究所設置の現在の状況または予定の7つを「研究所に関する承りたい事項」としてあげている 17 。

そして、教育研究所設置準備協議会が1949(昭和24)年6月16日に開催された。

鎌塚扶(広島高等師範学校付属中·高主事),森岡文策(広島高等師範学校付属小主事),虎竹之(広島師範学校男子部付属小·中主事),篠原完一(広島女子高等師範学校付属中主事),池田勝人(広島師範学校女子部付属小·中主事),牛尾春男(福山青年師範学校付属中主事),増田忠夫(福山出張所次長),台寿治(広島市学務課長),数田猛雄(呉三津田高等学校長),外林秀夫(広島翠町中学校長),寺田栄(広島市比治山小学校長),三戸赳(山県郡八重小学校長),及川彌平(修道高等学校長),大原亨(広島県教職員組合書記長),石田成雄(同·文化部長),重元正夫(同·文化部員),皇至道(広島文理科大学教授)秋田豪爾郎(財団法人教育問題研究所長)¹⁸⁾

本協議会では「県内の大学をはじめ、教員養成機関の代表ならびに有識者・幼小中高等学校の校(園)長代表・教組代表等の参集を求め」¹⁹⁾ ていた。そして本協議会の協議事項には、研修所の性格や機構組織、運営などがあげられた²⁰⁾。その際、広島県教育委員会は教育公務員特例法にもとづく「教育研修所」としての性格を強調していたが、広島県教育委員会の三沢貫吾指導課長は研修のみならず、研究・調査の点も考慮するよう求めた²¹⁾。その他、研究の機能を持たせること、研究の自主性・独立性をもたせるために指導行政から独立させること、上からの命令で動かないよう研究所運営委員会を設置すること、広島市だけでなく各地に支所を置くことなどが述べられた²²⁾。

これらの意見を受けて、広島県教育委員会指導課を中心に広島県教育研究所の具体的な規程案の作成に入り、1951(昭和26)年1月に研究所規程が公布される。本協議会から規程の公布までにかなりの年月を要しているが、設立時庶務課の所員であった黒川東海は教育職員免許法認定講習の対応に追われ、教育研究所の建設計画には着手できなかったと回顧している²³⁾。しかし、指導課が研究所問題に無関心だったわけではなく、当時三沢指導課長をはじめ指導課では「毎週月曜日を在庁日と定め御前会議と称する会議を朝から晩まで展開する熱心振りで研究所設置問題となると性格論だけでも何年もかかる程大きな問題で会議中気分が悪くなったり鼻血を出したりする職員もでるような状態でした」²⁴⁾とも述べている。

広島県議会では「広島県営造物設置及び管理条例の一部を改正する条例 | を審議し、広島

県教育研究所の設置にあたり 1950 (昭和 25) 年 12 月に「広島県営造物設置及び管理条例の一部を改正する条例」(広島県条例第 72 号) が議決された。本条例では、これまで「知事」とあったものを「知事 (広島県教育委員会の所管に属すものにあっては、教育委員会。以下同じ。)」に、同様に「事務吏員」とあったものの後に「(広島県教育委員会の所管に属するものにあっては、その事務局の技術職員又は事務職員)」が加えられた²⁵⁾。あわせて広島県教育研究所に関する「別表」が付され、「名称 広島県教育研究所」「場所 広島市雑魚場」「目的 県下教育に関する基本的且つ緊急な教育問題を科学的に究明して本県教育の方針施策の樹立に資するとともに教育公務員の研修を行う」とある²⁶⁾。その業務としては、(1) 教育に関する基本的諸問題の科学的解決策の研究、(2) 教育の原理及び方法についての具体的実質的研究、(3) 諸種の基本的教育計画の研究、(4) 教育の内容的実態の調査研究、(5) 教育関係公務員の研修、(6) 指導主事の常時研修、(7) 教育に関する諸資料のしゅう集及び研究の便宜供与、(8) 教育に関する紀要その他の出版、(9) 各地教育研究施設との連絡、(10) その他必要な事項とある²⁷⁾。

これを受け、1951 (昭和 26) 年 1 月 12 日に広島県教育委員会規則第 1 号として「広島県教育研究所規程」が定められた²⁸⁾。本規程にある研究所の目的と事業は上記広島県条例第 72 号に記載のものと大旨同様である。

さらに本規程では研究所の組織に関して細かく規定が設けられ、研究所には、研究調査部、事業部、図書部及び庶務部が置かれ、研究調査部では「本県教育の基本的且つ緊要な諸問題の研究及び本県教育の内容的実態の研究調査を行うとともに、広く教育の進展に必要な一切の研究調査を行う」とある²⁹⁾。事業部では「教育に関する紀要、その他の出版、教育相談、研修及び各地教育研究施設との連絡等の事業を行う」とある³⁰⁾。また、研究所には所長と若干名の所員、事務員を置き、職務は所長が「教育長の命を受けて所務を掌り、職員を指導監督する」こと、所員は「主事、指導主事又は現職の校長、教員を以てあて、必要な研究調査及び事業の遂行に当る」こととある³¹⁾。

あわせて「研究所の運営に関して、所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。運営委員会については、別に定める」とされた³²⁾。本委員会の目的は教育研究所の円滑な運営に資するため、研究所の運営方法や、研究並びに事業の計画等に関する所長からの諮問に応じることであった。運営委員は「県教育委員会事務局職員、学校の校長及び教員、県教職員組合、県教育振興会、その他県下教育関係団体等の代表者、並びに学識経験者若干名を所長の推せんを経て、県教育委員会が委嘱する」とされていた³³⁾。

このように条例が改正され、規程が定められ、1950(昭和25)年9月には広島県教育研究所の庁舎も完成し、広島県教育研究所発足の準備が整っていたが、実際に機能し始めるに

は、なお1年の年月を要した。その理由は、職員措置が主事1名雇1名の状態で、これら職員が運営管理にあたっており、研究に従事する研究員のための財政措置がとられていないためであった³⁴⁾。1951(昭和26)年2月23~25日に開かれた広島県議会2月定例議会では教育関係の予算のうち「その他」で「教育研究所の運営、教育職員免許法に基く認定講習等に要する経費」として「四百余万」が計上されている³⁵⁾。『15年のあゆみ』には1951(昭和26)年3月のこととして「昭和26年度研究所の予算(需要費)が40万円査定されたので2月菓会で60万円の予算復活を要求。565,00円と決定」とあり、予算的に広島県教育研究所はかなり厳しい状況に置かれていた³⁶⁾。1951(昭和26)年の3月の定例議会では常任委員会としての教育委員長からの報告として、要望事項に「教育研究所は折角の建設を見たのであるから之を充分に活動させるよう職員の充足並びに事業予算の増額を速かに措置せられたい」とある³⁷⁾。そこで、小・中・高校の現職教員を若干名所員として兼任させる形で広島県教育研究所を発足させる方向が検討された。

そして 1951 (昭和 26) 年 12 月 7 日に広島県教育委員会指導課長であった三沢貫吾が兼任する形で所長に、研究員として指導課指導主事を兼任する形で森岡正美、末房正雄、末田克美の 3 名に発令し、その他、研究所の事務職員として主事 1 名、雇 1 名がいた³⁸⁾。また 12 月 16 日には、さらに専任の研究員を山代辰治、前原新一、空間一三の 3 名に発令している³⁹⁾。

設立当初,所員であり,研究員をつとめた末田克美は「わたしの目にうつった範囲内でいえば最も力をいたされたのは当時の指導課長であり初代の研究所長であった今は亡き三沢貫吾先生であった」と述べ,「また三沢先生をよく助け,敷地の交渉選定建物の建設等に直接関与したのは当時指導課庶務係長で,後の保健体育課長岡田俊彦氏でずいぶん苦心が多かったようである」と述べている⁴⁰⁾。同じく,設立時に所員として研究員をつとめた空間一三は自らが所員となった経緯に関して「戦後もっぱら教組活動でとび回っていた私が研究所勤めにはいれたのは,亡くなられた恩師三沢貫吾先生のお力添えによるものだった」と回想している⁴¹⁾。広島県教育研究所の設置において,三沢指導課長がイニシアティブをとっていたことがうかがわれる。

なお『広島教育』第25号(1950(昭和25)年)には「広島県教育研究所のあり方」について、6名の小学校、高等学校教員へのアンケート結果が掲載されている。これによれば、「教育研究所のあり方要点(機構運営)」では「広教組と広教委の緊密なる協力経営」、「教職員を広く職員会議にて選び組合人事委員会にパスしたものと、校長会のパスしたものが一致した方がよい」、「県民に対し責任をもつ研究機関、従って広島県行政機関と独立して直接民衆、県民の意志と結びついた研究所とすること。学校教育のみならず社会教育に対しても責任をもたす。民間統計として独立の権威をもつべし。そうでないと民衆に奉仕せず行政官に

奉仕することになる 研究所は教員組合を最も有力な研究所,運営上の諮問機関とすること 運営協議会を設けること (教員組合,大学側,県指導課の三者よりなる) 研究所は組合の 研究機関となる事が望ましい」などの意見がみられる⁴²⁾。また「広教組はいかにタッチすべきか」では「教育研究員の選出 (人選),運営委員に人を得ること」,「大いにタッチして組合員の研究機関として活用する様にして欲しい。」,「1実際運営面の全野に亘っての主導性 発揮 2 宣伝,啓蒙,情報収集,調査,世論喚起への努力 3 教師の自主的研究体制の助長育成」,「運営委員として入る 現在の文化部の事業の一部を移し,協力する」,「組合のタッチの仕方については組合の専属が望ましい」などの意見がみられる⁴³⁾。

II. 広島県教育研究所の設立過程にみられる特徴

本章では広島県教育研究所による『15年のあゆみ』によりながら広島県教育研究所の設立過程における特徴として3点をみていく。1つ目は広島県教育研究所の広島県の行政機構における位置づけである。具体的には広島県教育研究所を条例に位置づける必要があるのかどうかという点であった。この問題を解決するために、教育研究所設置準備協議会の開催後、広島県教育研究所設置に関わる規程等の制定まで1年を要することになったとされている440。

広島県教育研究所の法令上の位置づけは、当初、地方自治法第213条第1項に定める一般的な規定ではなく、教育委員会の権限であり、広島県知事が条例を制定する必要はないとの見解であった⁴⁵⁾。しかし、地方自治法第96条第1項第7号と第213条によれば、教育委員会は執行機関であり、営造物等を設置できるが、この場合、広島県議会の議決か広島県知事による条例の定めが必要との見解が出てきた⁴⁶⁾。

この点について、広島県教育委員会指導課と広島県総務部総務課法規係との間で、他府県の事例や文部省の見解を参考に協議を重ねたが、その結果、文部省の見解が条例で定めることを求めたため、これに従うこととなった⁴⁷。

本問題は教育行政の独立性も関係するものであって,広島県教育研究所が一般行政のもと, 広島県知事の所管なのか,教育行政のもと,教育委員会の所管なのかといった問題でもあっ たといえるだろう。

2点目は広島県教育研究所の庁舎建築の建設地をめぐる問題である。広島県教育研究所の建設地には交通の便や宿泊施設、講堂等の条件が考慮されていた⁴⁸⁾。これらを満たす建設地として、当時広島教育会館のあった敷地と同一とし、広島教育会館の宿泊設備やホールを共用する形が考えられていた⁴⁹⁾。1950(昭和 25)年 11 月の広島県議会の教育委員会説明資料

でも、広島県教育研究所を広島教育会館と同一の敷地に建設することについて「同一敷地内に、やがて宿泊施設を有する広島教育会館ならびに大ホールが建築されるはずであるので、総合的利用は、まことに全国的にみても特異性をもつものである|と記されている⁵⁰⁾。

広島教育会館は、1949(昭和 24)年 4 月 23~24 日にかけて宮島で開催された広島県教職員組合の大会でその建設が決定され、広島県教育委員会教育長であった仁田竹一を会長、広島県教職員組合執行委員長坂田史郎を建設委員長とする広島教育会館建設委員会(本部は広島県庁)を中心に準備が進められた⁵¹⁾。広島教育会館は「『一つには、県下教育界を打って一丸とした自主独立の鞏固なる団結の象徴とし、一つには民主的で文化的な国家建設の拠点として』(広島教育会館建設趣意書)の役割りを果たすために設立された」⁵²⁾のであった。広島県教育会館が建設されていた広島市雑魚場の敷地は社団法人広島県教育振興会の所有で⁵³⁾、具体的には広島市雑魚場町ブロック番号 412 の 312 の 570 坪 2 合 3 勺とある⁵⁴⁾。

戦前,広島県教育会の広島県教育会館は1930(昭和5)年8月に広島市国泰寺町(後雑魚場町に町名変更)に建設され⁵⁵⁾,1939(昭和14)年3月現在の定款には財産として「広島県教育会館敷地」に「広島市雑魚場町字内一ノ割三三〇ノー」とあり、「七七六坪七合四勺」とある⁵⁶⁾。社団法人広島県教育振興会は、その前身が広島県教育会となっており、広島県教育会の解散後、広島県教育会が広島県教育会館を立てていた土地の所有権を継承したと考えられる⁵⁷⁾。

その後、1950(昭和25)年には広島県議会で広島県教育研究所新築のための予算が議決され、これを受け、上記広島教育会館建設委員会と広島県との間で土地貸借の契約書が取り交わされた。その際、広島県教育委員会教育長梶川裕と広島県教育会館建設委員会委員長仁田との間で広島県教育研究所の運営に関する覚書が取り交わされている⁵⁸⁾。そして同年9月27日に広島県教育研究所の新しい庁舎が完成した。

注目すべきなのは、上記 1954(昭 25)年 3 月 29 日に梶川と仁田との間で交わされた覚書である。本覚書の内容は「広島県教育研究所を民主的に運営するため、所長の諮問に応ずる機関として広島県教育委員会は、広島県教育研究所運営委員会(仮称)を設け、その委員には民主的に選出された教員代表を参加させる」というものであった⁵⁹⁾。これが先述した「広島県教育研究所規程」にも影響を与えていると考えられる。

3点目は広島県教育研究所の性格である。『15年のあゆみ』では、広島県教育研究所は、教育に関する研究とともに教員への研修を目的に掲げてはいたが、「研究所は発足当初から『研究』に重点を置いていたためか、『教員研修』の方は実施していなかった」とある⁶⁰⁾。しかしながら、1960(昭和35)年8月からへき地教育の教員研修を受け入れ、以後、教育相談研修や同和教育研修を実施していく⁶¹⁾。へき地研修は1960(昭和35)年に2名受け入れ、

その後毎年度 5 名を受け入れている 62 。また教育相談研修は 1963 (昭和 38) 年度に 3 名を受け入れ、その後、人数は異なるが、毎年度受け入れている 63 。道徳研修は 1967 (昭和 42) 年から受け入れ、毎年度 20 名弱を受け入れている 64 。小・中・高等学校教員同和教育特別研修は 1969 (昭和 44) 年度からの受け入れで、1969 (昭和 44) 年度は 3 名であったが、その後、半期毎に 3 名ずつとなっている 65 。これとあわせて同和教育校長研修が 1970 (昭和 45) 年度からスタートした 66 。

なぜ広島県教育研究所の事業が当初研究に偏る形になっていたのだろうか。これについて、森岡正美は1949(昭和24)年に第5回全国教育研究所連絡協議会に出席し、現在の全国に設置されている教育研究所がかかえる課題を三沢指導課長に報告している。森岡は「問題は、研究所と教育委員会事務局の指導課乃至調査課との関係にかかってくる」として、全国でトラブルを起こしている県、両者の関係が不均衡になっている県について述べている⁶⁷⁾。そして、森岡が重要と考えるのは、教育委員会事務局と教育研究所を明確に区別した上で両者が協調することであると述べている。その上で「研究所の有処は、研究所が教育の科学的研究ができる人を中心においているかどうか、研究力のある中心人物がいるかどうかに岐路がある」と述べている⁶⁸⁾。森岡のこうした報告が初代所長であった三沢にも影響を与えたと考えられる。

III. 広島県教職員組合と郡市教育研究所の結びつき

本章では、広島県の各郡市に設けられた教育研究所が、広島県における教育研究において どのような役割を果たしたのか、あるいはどのような役割が期待されていたのか、また活動 の特徴を確認していくこととする。なお、広島県の郡市教育研究所に関わる史資料について 制約もあるため、主に広島県教職員組合『広教組四十年史』および広島県教職員組合が発行 していた機関誌『広島教育』を材料とする。

広島県では、福山市教育研究所が1949(昭和24)年1月、尾道市教育研究所が1952(昭和27)年4月、三原市教育研修所が1952(昭和27)年6月、因島市教育研究所が1952(昭和27)年6月、因島市教育研究所が1952(昭和27)年11月、松永市教育研究所が1954(昭和29)年4月に設置されている⁶⁹⁾。また双三郡教育研究所(設置母体:広島県教職員組合、双三郡町村長会、PTA 双三郡連合会。以下()内は設置母体。)が1947(昭和22)年8月、高田郡教育研究所(広島県教職員組合支部、地方教育委員会協議会)が1951(昭和26)年9月、佐伯郡教育研究所(郡町村会、広島県教職員組合佐伯支部)が1952(昭和27)年4月、世羅郡教育研究所(総合開発審議会、広島県教職員組合支部)が1952(昭和27)年3月、

甲奴郡教育研究所(広島県教職員組合支部, 町村地教委)が1952(昭和27)年4月,豊田郡教育研究所(豊田郡小中学校教職員)が1952(昭和27)年6月,安佐郡教育研究所(広島県教職員組合安佐支部)が1953(昭和28)年2月,神石郡教育研究所(神石郡地教委連絡協議会,神石郡小中学校教員)が1953(昭和28)年5月,御調郡教育研究所(町村全教組)が1953(昭和28)年7月,安芸郡教育研究所(小・中学校教職員)が1953(昭和28)年8月,比婆郡教育研究所(比婆郡小・中学校)が1953(昭和28)年10月,芦品郡教育研究所(教職員組合)が1953(昭和28)年(月は不明。)に設立されている。これら郡教育研究所は,広島県教職員組合支部や小中学校教員が中心となって設立された700。

(1) 広島県教職員組合と郡市教育研究所

本節では、広島県教職員組合と広島県内郡市教育研究所の関係を『広教組四十年史』を用いてみていく。

『広教組四十年史』には、1950年代に入ると教員の自主的教育研究と関わって、広島県の教員から戦後の新教育への不安や混迷が示され、研究の共同化・組織化が求められたとある「こうした状況に対し、既存の2研究所(双三郡、芦品郡)を含め郡市教育研究所が1951年には広島県内全郡市に設立されたとある「こ)。日本教職員組合は、その設立当初教育労働者の生活と権利を守ることを中心に活動してきたが、1950年代に入るとこれらに加え、職能分野に関しても運動を展開するが、1951(昭和26)年の第1回全国教育研究大会を端緒とするこうした動きは、職能活動でのイニシアティブをとりながら台頭しつつあった教育会への対抗でもあった「こう。

それでは、広島県教職員組合と郡市教育研究所の関係はどのようなものであったのだろうか。先述のように広島県教育研究所が1951(昭和26)年12月に実質的に発足したが、広島県内郡市教育研究所の機構・運営は、その場所が広島県教職員組合郡市支部の書記局と同じであったように「校長を含む組合員の完全な主導」のもとにあったと述べられている740。

広島県教職員組合は1951 (昭和26) 年の日本教職員組合の第1回全国教育研究大会に協力したものの、組織的に報告することができなかったとの反省に立ち、1952 (昭和27) 年度教育研究活動の方針を定めた⁷⁵⁾。本方針には「広教組文化局の外郭に必要な自主的教育研究組織を育成し民主的運営を図る」とあり、「これらの団体と下部組織とのつながりは広教組文化局、支部文化部を通じてつながるように指導する」とある⁷⁶⁾。これと関連して広島県教職員組合の教育研究活動の基盤を各支部に置き、「郡市単位に小、中学校若しくは小、中、高等学校を一体とする教育研究(修)所機構の自主的整備確立をはかり各方面につながる組合員の研究活動を統轄し」、「全教員を教育研究(修)者として組織する」との方針が示され

た 77 。あわせて教育研究所の運営に関する意見交換のため、「ブロック単位に連絡協議会を構成し幹事を置」くこと、「郡市教育研究(修)所勤務要員の確保につとめる」ことなどが述べられている 78 。

広島県教職員組合は、支部段階の組織が中心であったため、「郡市研究所に対する組合からのテコ入れとともに、その専従要員の確保手段」として「産休補助教員」を活用する方法が採られた⁷⁹⁾。こうした方法は「研究所活動 – 教研活動に専念する教員を確保するための窮余の策」であったが、「本部に一二人の組合専従をもち、県下一二都市に一名づつの教研専門の専従者(給与県負担)をもつという教研体制は全国的に稀有のこと」と評価されている⁸⁰⁾。このような郡市研究諸活動に依拠する教研体制は、1958(昭和33)年の勤評闘争を境として大きく変改されるまで続いた⁸¹⁾。広島県教育研究所については運営との関わりで「各支部の教育研究活動を自主的に組織することにより県教育研究所の性格を民主化する」そして「運営の方向を単なる指導行政の諮問機関としての役割から脱して現場の問題を取上げ、これと真剣に取組んでゆく方向に導く」との方針がとられていた⁸²⁾。

1953 (昭和 28) 年のものと推測されるが、「第三回教研活動組織化の問題点」として「研究大会、県教委関係、学校独立研究、或いは郡市教育研究所関係、○○教育連盟、○○教育協議会等々、また、県教委教科研究員、テーマ専問委員等、研究組織が三本立あるいは四本立」となっているため、教員の過重労働やその非能率性が指摘されている⁸³⁾。これを解決するため、1954 (昭和 29) 年と推測される「教育研究組織のための基本方針(第四次)」では、研究体制の一元化を図り、その中心を各郡市教育研究所に置くことが示された⁸⁴⁾。具体的には「各郡市教育研究所に支部教研組織部(教研部)をおき、個人、グループ、学校等の研究テーマの設定をはじめて、各種研究組織の統一と能率化を期す」ことが目指されている⁸⁵⁾。また広島県教職員組合本部は「各支部教研部のつみ上げの上に、全県的な企劃と調整をとり、組織化に必要な諸制度、諸行政の民主化」を図ること、「教研組織部(教研部)を従来の教育文化部の機構の中に独立した部門として運営強化」することが任務とされた⁸⁶⁾。この点については、1954(昭和 29)年度から「支部・本部に『教研推進委員会』が設置され、校長会・地教委との話し合いをも加えて、文字通り、教育研究の主導を教組が握る方向の確立をめざした」と述べられている⁸⁷⁾。

そして「勤評闘争(1958年から)によって、この教研における県教委とのいわば『蜜月体制』が崩壊するまで、教組教研は一元化された研究態勢の中に、どっかりと位置づけられ、PTA・校長会・地教委との協賛をうけて、裾野のひろい活動」となったとある⁸⁸⁾。

(2) 広島県内各郡市教育研究所にみられる特徴

本節では広島県教職員組合の機関誌であった『広島教育』を用いて、いくつかの教育研究所の動きを確認し、広島県における郡市教育研究所の特徴をおさえていく。『広島教育』第37号には日本教職員組合第2回全国教育研究大会の報告がある。このうち、広島県教職員組合および福山市教育研修所に所属する佐野恒男による「広島県教育研究所連盟の意義並びに福山における一、六、三、三、四を通ずる組織的研究とその成果」という報告によれば、福山市を中心として、当時の広島県における教育研究所の動きをつかむことができるため、これを用いて、福山市教育研修所および広島県教育研修所連盟の動きをみていく。

本報告では、広島県内にある郡市教育研究所等で組織された「広島県教育研究所連盟」の結成には福山を含む「県東部教育研究連盟」が発端となったとある⁸⁹⁾。すなわち 1950 (昭和 25) 年に福山市教育研修所が発足し、県東部の芦田川地域の郡市に呼びかけ、県東部教育研究連盟が結成され、こうした動きが「郡市教育研究所の設立を促進さず結果」となったと述べられている⁹⁰⁾。1951 (昭和 26) 年には県内に設置されていた 10 に満たない教育研究所が連携して広島県教育研究所連盟が発足したが、広島県教育委員会主導で設立された広島県教育研究所もその一つであった⁹¹⁾。本連盟は 1952 (昭和 27) 年度から構成数が増加し、組織の強化を図ったが、そのあり方は「各郡市各々特殊な事情もあり自主的な設立であり、あくまで自主的活動を尊重していきつつ協力態勢」をとったと述べられている⁹²⁾。また、広島県全体での全国小中学校学力水準調査の実施運営に見られるように「教組の教研大会に関する活動の一翼をにない、そうした会合や地域の研究会を教組と一体になって実施してきた」と研究所連盟の性格が述べられ、「地教委発足後は、町村単独では指導力を十分発揮できないと想像される面に対し、その連合体としての指導機関として、郡単位の教育研究所は従来にも増して成果をおさめる」だろうとの期待を記している⁹³⁾。

では、広島県の郡市に設けられた教育研究所はどのような特徴があったのだろうか。これについて、郡市教育研究所は「教組のささえによって成立し、運営され」ており、「現場の教師とのむすびつき」が強く、これは、広島県教育委員会では「果し得ない一大特色をもつ」とある⁹⁴⁾。また、これら郡市教育研究所は「広島県下には主として教組の各支部が設立母体となって、自主的に郡市教育研究(修)所が発足し」ており、「郡市において組織的研究のセンターの役割を果し得るもとであり、又全県下にわたって組織の網を持っている」ことが強みとして述べられている⁹⁵⁾。

福山市に福山市教育研修所が設けられた経緯を確認する。福山市では戦後教育改革の動きのなかで、新教育理論と民主的実践にもとづく実験学校が発足し、意欲的な学校はこうした動きに追従したものの、「諸条件に恵まれない学校が、全力を出しきれないでいる苦悩」の

状態にあった⁹⁶⁾。福山市の校長会、教職員組合、市当局はこうした状況を解決せねばならない思いで一致しており、1950(昭和 25)年 3 月に「市全体のための教員研修機関設立準備委員会が開かれ、四月には一応の形がととのい月末には発足を見るに至った」とある⁹⁷⁾。このような福山市における研究所運動は「『おらが学校』意識を否定」し、いずれ「学校間の確執は霧散し、かくて互助と協力の友愛にみちた新しい民主社会を生む新生活教育運動の原子力」となることをその信条の一つとしていた⁹⁸⁾。「新しい方向に対する見当が大体所期の目的を達するとオブザベーションスクールの魅力を失い、一応実験学校が解消し」たことを背景に、これが「教育研修所発足の導因」となり、新たに教育研究所に対する期待が生じた⁹⁹⁾。そして実験学校の開拓以来、福山市教育研修所設置で促進し、福山教育推進協議会が誕生したと述べられている¹⁰⁰⁾。

『広島教育』第28号(1951(昭和26)年)には「広島県大会における討論のまとめ」のなかに「第一テーマ 地区における六三三を通ずる教育計画と研究協力の組織化を如何にするか」として、福山市立城南中学校教諭であった村上晃の記事が掲載されている。本記事の趣旨は、6・3・3制と学校教育現場の間に存在する問題に関わって、どのように教育計画を樹立し、研究協力を組織化すべきかについて述べている。このなかで、とくに「研究協力の組織化」で郡市教育研究所の役割について「協力研究組織が完備されているとはいえない」が、これを切り抜けるために「今県下を風靡している研究所運動をあげ得ると思うので、福山市が歩む姿を紹介しようと思う」とある101)。

教育研究所の性格・役割として、福山市を事例に「援助、研究、紹介等の任務の遂行によって、重複する無用の努力を省く。かくて教育は能率化され、学校差は消え、均等化は促進され全部は躍進する、教育横の提携の中堅機関である」と述べられている¹⁰²⁾。また「研修所運動は、『おらが学校』意識を否定する。之の発展する所、学校間の確執は霧散し、かくて互助と友愛と協力にみちた新しい民主社会を生む、新生活教育運動の原子力である」とある¹⁰³⁾。そして、研修所運動の成果と「県の指導課が各郡市に、一行づ、促進校をおくこと」にしたが、「福山市の小中学校長会は、福山市十四校を促進学校群としてくれと要望」し、これにより「市内の各校どこを見ても『促進学校』として充分のウェイトを持っているか、十四校合同した場合は十四校十四色の花が咲き、他に誇る教育の研究群になるだろう」と述べている¹⁰⁴⁾。

これもまた広島県東部の教育研究所であるが、『広島教育』第28号に芦品郡教育研究所の瀬尾覚による「支部教研大会実施のあし跡」との記事がある。これにより、芦品郡教育研究所の活動の一端をとらえてみる。瀬尾は、日本教職員組合は今後文化活動をとおして組織強化していかなければならないとし、支部教研は「教育防衛闘争と本教研大会とは一環した教

組の不動の信念として堂々の陣を張って三ヶ月,其の内容の巧拙はともかく五〇〇の組合員打って一丸となって教組文化部,及私共の自主性のシンボル教育研究所を中心にして,心にくきまでに忙しい最中を奮闘し得た」と述べている 105 。それでは教研大会で芦品郡教育研究所はいかなる役割を果たしたのだろうか。「芦品郡教育研究所は此の研究大会に対する協力措置として,既に定期大会は終了して予算は別に組んでおらず,此のための予算措置は至難であったが,研究所の年間計画の一環として教組文化部と相ていけい,これが運営に当った」とあり,これにより教育防衛闘争と教研活動の一元的な活動が可能であることが示されたと述べられている 106 。

広島県の中部に位置していた双三郡の場合をみていく。『広島教育』第54号(1955(昭和30)年)では、双三郡教育研究推進委員会の名前で「双三支部教育研究方針」の記事が掲載されている。これによれば、双三郡の教育研究がかかえる課題として「県教委、地教委、教組と各自の立場において教育研究が提出されそれが一元化されず現場教師の教育研究が複雑化した」ことが指摘されている¹⁰⁷⁾。そしてこれを解決するために「双三教育研究体制を推進し全体的に企画運営するために双三郡教研推進委員会を構成」した¹⁰⁸⁾。本委員会の構成は「組合側から支部長、副支部長、文化部長、小中学校部長、青婦部代表、各研究班の文化部長、県教委側から次長、地教委側から各地教委の教育長と連絡協議会の会長、副会長、小中校長代表、研究所代表」である¹⁰⁹⁾。

このような構成のあり方を受け、「ここで話合されたものが、教組側からいえば教研の線であり、教委側から言えば数年来出していた教育研究の線」になると述べられている 110 。また、本委員会にはさらに専門部会として、「常任委員会」と「研究テーマ主任会」を置いており、常任委員会は本委員会を代行するものであり、その構成員は「教組(二名)研究所(一名)地教委(二名)小中校長会(二名)」となっている 111 。また「研究テーマ主任会」は「研究テーマの内容的なものを考えなくてはならない場合が多いので必要によって各学校の研究テーマ主任をもって構成」されるものである 112 。なお、双三郡では、広島県教育研究所の分室として教育研究所を設置しようとする動きもみられた 113 。

広島県の中央部にあった世羅郡に関してみていく。『広島教育』第109号(1961(昭和36)年)には「世羅支部第十次教研の反省,とり組みと現状」として,世羅支部教文部長の山口博人が記事を執筆している。そのなかに広島県教職員組合世羅支部の教育研究組織に関わる記載がある。世羅郡の場合,「世羅支部の教研推進のための体制確立とその企画運営をはかるため,世羅郡教研推進委員会を設けている」とし,その構成は「教組教文部(支部長,書記長を含む),校長会代表,各町教育長,青婦人部代表,研究所」となっている¹¹⁴。

本教育研究組織の構成に関わっては「校長の脱退を昨年五月にみたが校長が正しい教研の

認識の上にたって学校運営に当っていただく意味」をもたせるためにも新たに「校長会の代表」を加え、「さらに町教委(三)教育長の参加」により「教研のねらいとそのはたらきの正しい把握とそれにともなうせっきょくてき参加が、財政的な裏づけとなって教研推進に大きな役割りを占める結果となって」いると述べられている 115 。また、世羅郡では各学校に「教研主任をおき、主任者をもって教研主任者会を構成して」おり、広島県教職員組合講師団による主任者研修は「十次教研をいっそう推しすすめるに役だった」と評価されている 116 。

甲奴郡にあった甲奴郡教育研究所については『広島教育』第55号(1955(昭和30)年)に研究所の城元章が支部教研の歩みとして「甲奴郡教育研究はこう進める」との記事を載せている。城元は「私は研究所にいて教研活動推進のことをいろいろとやってきたが、教研に関するあらゆる考え方や営みの基礎が現場の一つ一つの学校にあるということを痛いほど感じさせられている」¹¹⁷⁾と記している。そして、郡内全校の教研主務者と教育研究員による各校研究計画検討会で、研究問題のとらえ方や教育研修の方法がわからない学校に対して「そういう人々の問題意識を掘り起こしたり、研究方法の示唆を支えたりして、共同研究の構造の中へ導き入れる努力をして成功した体験などが、多くの研究主務者から報告された。研究所の主事も四、五、六月は大ていの学校の研究職員会へ出かけてこういう仕事をしてきたし、研究主務者の研究所への出入りもこの頃は大ていこの目的で頻繁になされるのが普通である」と述べている¹¹⁸⁾。

山県郡教育研究所についてみていく。山県郡は広島県の北部に位置する郡であり、本研究所は 1953 (昭和 28) 年に設置された。その経緯であるが「戦後の教育界も落ち着きを取り戻した昭和 28 年、教育研究所設立の声が起こり、設置準備委員会が結成され、研究が進められるとともに、当時の教育委員会 20 町村、小学校 59 校、中学校 19 校の熱意と教職のもとに、同年 10 月 1 日に設立」されたとある¹¹⁹⁾。当時の運営委員としては「地教連、小・中校長会、広教委、広教組」の代表者で構成されていた。なお 1997 (平成 9) 年では、地教連1名、教育長 7名、小・中校長会各 3名、教頭会 3名、広教組山県支区協 3名、学校教育研究部 6名、社教主事 2名、可部教育事務所学校教育課長・生涯教育課長各 1 名で構成されている¹²⁰⁾。

これまで郡市教育研究所と教職員組合の関係の一端を確認してきたが、『広島教育』の執筆者からも教育研究所と広島県教職員組合の関係をみることができる。『広島教育』第51号 (1955 (昭和30)年)には「〈研究のとりくみ方〉教研活動における教育研究法について」との記事があるが、これは広島県教育研究所の所員であった高橋令之が執筆している¹²¹⁾。また『広島教育』第57号 (1955 (昭和30)年)に「支部集会・ブロック集会のもち方についての一つの提案」の記事があるが、これも高橋が執筆しており、その肩書きは広島県教育研

究所員および広島県教職員組合常任講師となっている122)。

『広島教育』第48号(1954(昭和29)年)には「成果は次年度への出発である-実践の中から生まれる教育研究-」との記事を「広島県教育研究所員」および「広島ブロック集会講師」の肩書で空間一三が執筆している¹²³⁾。『広島教育』第57号(1955(昭和30)年)では「飾らない態度で実践をなまにまとめよう」との空間一三の記事があるが、広島県教育研究所・所員と広教組講師となっている¹²⁴⁾。さらに本記事中では「教研オルグと称して、ことしは七、八月に現場で進められている教研活動の第一次的段階に当る郡市の集会に寄せていただく機会に恵まれ」、「三原・呉・安佐・芦品・比婆・双三・世羅などの郡市をまわったので、いろいろな所感をもった」と述べられている¹²⁵⁾。

おわりに

1では、広島県教育研究所が1949(昭和24)年1月、指導主事の向井英三の発案であり、彼が構想した広島県教育研究所の目的は教育の研究機関としての側面とともに現職教育も担当することが考えられていたことを確認した。広島県教育研究所設置に向けてはさまざまな議論が重ねられたが、とくに三沢貫吾指導課長は研修だけでなく研究の点も考慮するよう述べ、研究機関としての性格に関する議論があった。

また広島県教育研究所設置のための法令整備を中心にその具体的な動きをみた。1950(昭和25)年12月に「広島県営造物設置及び管理条例の一部を改正する条例」が、1951(昭和26)年1月には「広島県教育研究所規程」が制定された。とくに「広島県教育研究所規程」では、その目的が広島県の教育問題を研究するとともに教員の研修の実施が掲げられていた。広島県教育研究所には運営委員会が置かれたが、広島県教育委員会の職員、校長や教員、教職員組合、教育振興会等の職員からなる所長の諮問機関を置くとされていた。しかし、法令が整備された後も予算や職員配置の問題のため、広島県教育研究所の発足には時間がかかった。

2では、広島県教育研究所設置の過程でみられた特徴を3点から確認した。1点目は、広島県教育研究所の行政機構上の位置づけをめぐるものであった。2点目は、広島県教育研究所の建設地をめぐるものであった。広島県教育研究所は、当時建設されていた広島教育会館と同じ敷地とし、総合的に活用していくことが目指されていた。その際、広島県教職員組合の仁田と広島県教育委員会の梶川との間で交わされた覚書では、広島県研究所の運営に広島県教職員組合からの委員を含めることが盛り込まれていた。広島県教職員組合との関係でいえば、空間一三の回想にもみられるように広島県教職員組合と深く関わっていたといえる人

物が研究員として加わっていた。3点目は、広島県教育研究所の性格である。広島県教育研究所は、広島県の教育問題に関する研究と教員の研修の2つを目的としていたが、なかでも研究機関としての性格が強かった点を確認した。

3では、広島県教職員組合と郡市教育研究所の結びつきをみた。広島県では、広島県教育研究所以外に、広島県教職員組合各支部が深く関わりながら県内のほとんどの郡市に教育研究所が設けられていた。日本教職員組合の動きをふまえつつ、広島県教職員組合が自らの文化活動、具体的には教育研究活動でイニシアティブをとるためにその基盤を教職員組合の各支部に置き、郡市教育研究所を活用しようとしていた。その具体的な方法は、例えば教育研究推進委員会のように教職員組合、教育委員会、校長会から委員を選出して組織するものであったが、これはまた教育研究活動の一元化を目指すものであった。あわせて、広島県教育研究所との関係では、郡市教育研究所との明確な結びつきは確認できなかったが、少なくとも運営委員会委員に広島県教職員組合からの代表を入れることを企図していた。また広島県教育研究所の所員が広島県教職員組合講師団に名を連ねていた。

広島県の教育研究所をめぐる動きをみた場合,広島県教育研究所は広島県教育委員会が主導権を取りつつ,その設置が進められた。また,郡市の教育研究所は広島県教職員組合が主導権を取りつつ,その活動が展開されていた。このような状況は,広島県教職員組合がその活動基盤を各支部に置いていたことが影響していたといえる。しかしながら,広島県教育研究所に対して広島県教職員組合が積極的にコミットし影響力を与えていこうとする姿勢はみられた。これと深く関わる教育研究活動はむしろ広島県内郡市では教職員組合各支部が中心となりながらも,その運営については組合(広島県教職員組合),教育行政(広島県教育委員会,市町村教育委員会),校長会等が協調する形で進められたといえる。

こうしたあり方は『広教組四十年史』でも指摘されていたように 1958 (昭和 33) 年頃に 勤務評定を巡って教育委員会と教職員組合が対立していくなかで大きく構図が変わっていっ たと考えられる。しかしながら、今回の論文では対立が生じる以前の時期を中心に扱ったた め、勤務評定闘争以降の動きはみることができなかった。これは今後の課題としたい。

本稿は「近現代日本における「学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築」の総合的研究」(日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)21H00825,研究代表者:須田将司(東洋大学))の研究成果の一部である。

本稿は、教育史学会第65回大会(2021(令和3)年9月26日)・コロキウム「戦後における地方教育研究所の存在意義-教育情報回路としての教育会の総合的研究 第17回-」

での報告原稿に加筆修正したものである。

註

- 1) 佐藤幹男『戦後教育改革期における現職研修の成立過程』学術出版会, 2013年, 164~ 167頁。
- 2) 同上. 165~166頁。
- 3) 「昭和二十三年十一月以降事務局機構一件 総務課」(広島県立文書館蔵)。
- 4) 広島県教育研究所『創立 20 周年記念誌』1971 年, 28 ~ 39 頁。なお, 大会名称については, 全国教育研究所連盟発足後, 全国教育研究所連絡協議会から全国教育研究所連盟研究発表 全国大会に変更されている。
- 5) 広島県教育研究所『15年のあゆみ』1966年、2頁および28頁。
- 6) 「昭和二十三年十一月以降事務局機構一件 総務課」におれば、向井英三は指導課の主事として発令されており、指導主事ではなく、いわゆる行政職としての主事であったと考えられる。
- ⁷⁾ 広島県教育研究所『15年のあゆみ』28頁。島根県立教育研究所の見学がどのような経緯で実施されたのかは明らかでないが、後に述べる「中国5県教育長協議会」との関係で実施されたのかもしれない。
- 8) 同上, 2頁。
- 9) 同上 2~3頁。
- ¹⁰⁾ 広島県議会事務局『広島県議会史』第5巻, 1964年, 599頁。
- 11) 同上, 599~600頁。
- 12) 広島県教育研究所『15年のあゆみ』3頁。
- 13) 広島県議会事務局『広島県議会史』第5巻, 1964年, 667頁。
- 14) 同上. 1330 頁。
- 15) 同上. 1339 頁。
- 16) 同上。
- 同上。当時、教育研究所と中国軍政部の関わりがどのようなものであったのかについて中国連絡調整事務局が中国軍政部に提出した『執務半月報』を調べたが、この点は明らかにできなかった。例えば、1949(昭和24)年1月の『執務半月報』では、「四 教育関係」として「中国地区教育委員協議会」とあり、「中国軍政部教育課では一月十、十一日の両日中国五県の教育委員教育長等の参集を求め、広島県庁内で中国地区教育委員協議会を開催し(イ)教育委員会と教育長の関係(ロ)教育委員の視察(ハ)教育委員の予算(二)県教育委員会と地方教育委員会(ホ)婦人委員の地位(へ)議会選出委員の地位(ト)教育委員会の会議等の諸問題につき総司令部民間情報教育部カーペンタ氏、ビッカム氏、バンハート女史出席講師から夫々説明があった」(中国連絡調整事務局『執務半月報』第3巻第1号(1949(昭和24)年1月18日))、『連合国の本土進駐並びに軍政関係一件 中国連絡調整事務局執務報告綴(中国二)』(外務省外交史料館所蔵史料のコピー)(広島県立文書館蔵)。)とある。しかしながら、教育研究所等に関わる記述は見当たらなかった。
- 18) 同上, 3~4頁。
- 19) 同上. 28 頁。
- 20) 同上. 4頁。
- 21) 同上。
- 22) 同上。
- 23) 広島県教育研究所『創立 20 周年記念誌』18~19頁。
- 24) 同上 19頁。
- ²⁵⁾ 『広島県報』第 131 号(1950(昭和 25)年 12 月 8 日)(広島県立図書館蔵)。

- 26) 同上。
- 27) 同上。
- ²⁸⁾ 『広島県報』第 150 号(1951(昭和 26)年 1 月 12 日)(広島県立図書館蔵)。
- 29) 同上。
- 30) 同上。
- 31) 同上。
- 32) 同上。
- 33) 広島県教育研究所『15年のあゆみ』12頁。
- 34) 同上
- 35) 広島県議会事務局『広島県議会史』第6巻,1965年,402頁。
- ³⁶⁾ 広島県教育研究所『15年のあゆみ』29頁。なお,広島県教育研究所の予算状況は表1の とおりである。

表 1	広島県教育研究所の予算状況

双1 四两宗秋月明九四少丁异仆仇				
年度別	予算額 (円)	予算額内訳		
		維持運営費(円)	事業費 (円)	
昭和26年度	1,045,000	565,000	480,000	
昭和27年度	2,682,000	500,000	2,182,000	
昭和28年度	2,717,160	672,560	2,044,600	
昭和 29 年度	1,345,000	575,000	770,000	
昭和30年度	765,200	441,800	323,400	
昭和31年度	697,185	430,185	267,000	
昭和32年度	835,900	479,500	356,400	
昭和33年度	1,007,700	619,200	388,500	
昭和34年度	1,114,600	604,600	510,000	
昭和35年度	1,287,100	647,100	640,000	
昭和36年度	1,448,000	321,700	1,126,300	
昭和37年度	1,856,000	422,000	1,434,000	
昭和38年度	1,612,000	371,000	1,240,000	
昭和39年度	1,645,000	335,000	1,310,000	
昭和 40 年度	1,821,000	342,000	1,479,000	
昭和41年度	1,773,000	570,000	1,203,000	
昭和 42 年度	1,925,000	667,000	1,258,000	
昭和 43 年度	1,922,000	913,000	1,009,000	
昭和 44 年度	2,020,000	913,000	1,107,000	
昭和 45 年度	2,336,000	971,000	1,365,000	
昭和 46 年度	2,638,000	1,073,000	1,565,000	

広島県教育研究所『要覧 昭和 46 年度』15 頁より執筆者作成。 (太字は執筆者。)

³⁷⁾ 広島県議会事務局『広島県議会史』第6巻,1965年,749~750頁。

³⁸⁾ 同上、10 および30 頁。

 $^{^{39)}}$ 広島県教育研究所『創立 20 周年記念誌』 $46\sim48$ 頁。

東北学院大学教養学部論集 第190号

- 40) 同上, 19~20頁。
- 41) 同上。21頁。
- 42) 谷崎保尾他「教育研究所のあり方」広島県教職員組合『広島教育』第25号,1950年,7 ~8頁。
- 43) 同上。
- 44) 広島県教育研究所『15年のあゆみ』7頁。
- 45) 同上。
- 46) 同上、7~8頁。
- 47) 同上. 8頁。
- 48) 同上. 5頁。
- 49) 同上。
- 50) 同上。
- ⁵¹⁾ 同上, 5~6頁および28頁。
- ⁵²⁾ 同上. 5~6頁。
- 53) 同上. 6頁。
- 54) 同上。
- 55) 松井善一『広島県教育会五十年史』広島県教育会、昭和16年、193頁および426頁。
- 56) 同上, 370 頁。
- 57) 「沿革」(公益財団法人広島県教育振興会ホームページ: URL: http://www.hirokyoushin. sakura.ne.jp/concept.html) (2020 (令和 2) 年 2 月 22 日閲覧。) 沿革では「昭和 25 年 3 月 31 日 雑魚場町の土地を貸与する契約締結 (広島県教育会館を建設する)」とある。
- 58) 広島県教育研究所『15年のあゆみ』6~7頁。
- 59) 同上, 7頁。
- 60) 同上, 24 頁。
- 61) 同上。
- ⁶²⁾ 広島県教育研究所『創立 20 周年記念誌』 50 ~ 53 頁。
- ⁶³⁾ 同上,53~58頁。
- ⁶⁴⁾ 同上, 58~61 頁。
- 65) 同上, 62 頁。
- 66) 同上. 63 頁。
- 67) 広島県教育研究所『15年のあゆみ』13頁。
- ⁶⁹⁾ 須田将司「1950年代までの教育研究所」教育情報回路としての教育会の総合的研究会(2020 (令和2)年2月24日)発表資料。
- 70) 同上。
- 71) 広島県教職員組合『広教組四十年史』第1巻, 1988年, 266頁。
- 72) 同上, 266 頁。
- 73) 同上, 263 頁。
- 74) 同上, 266~267頁。
- 75) 同上, 268 頁。
- ⁷⁶⁾ 同上, 270 頁。
- 77) 同上. 271 頁。
- 78) 同上。
- 79) 同上,272頁。
- 80) 同上。
- 81) 同上。
- 82) 同上, 270 頁。
- 83) 同上, 333 頁。

- 84) 同上. 334 頁。
- 85) 同上。
- 86) 同上。
- 87) 同上。337頁。
- 88) 同上。
- 89) 佐野恒男「広島県教育研究所連盟の意義並びに福山における一, 六, 三, 三, 四を通ずる組織 的研究とその成果 | 広島県教職員組合『広島教育』第 37 号, 1953 年, 1 頁。
- 90) 同上 1~2頁。
- 91) 同上. 2頁。
- 92) 同上。
- 93) 同上. 2~3頁。
- 94) 同上. 2頁。
- 95) 同上。
- 96) 同上. 5~6頁。
- 97) 同上. 6頁。
- 98) 同上。
- 99) 同上 11 頁。
- 100) 同上。
- ¹⁰¹⁾ 村上晃「第一テーマ 地区における六三三を通ずる教育計画と研究協力の組織化を如何に するか」広島県教職員組合『広島教育』第 28 号, 1951 年, 27 頁。
- 102) 同上。
- 103) 同上。
- 104) 同上. 28頁。
- $^{105)}$ 瀬尾覚「支部教研大会実施のあし跡」広島県教職員組合『広島教育』第 28 号,1951 年, $100\sim101$ 頁。
- 106) 同上。101~102頁。
- ¹⁰⁷⁾ 双三郡教育研究推進委員会「双三支部教育研究方針」広島県教職員組合『広島教育』第 54 号. 1955 年. 22 頁。
- 108) 同上。
- 109) 同上。
- 110) 同上. 23 頁。
- 111) 同上。
- 112) 同上。
- 広島県議会常任委員会の文教委員長は要望事項として「双三地方教育研究所(広島県立広島県教育研究所分室)設置についての請願は、趣旨妥当なものと認め、採択すべきものと決定した」と報告している(広島県議会事務局『広島県議会史』第6巻,784頁。)。これは、1951(昭和26)年7月にも「双三教育研究所を県立教育研究所の分室として三次町または十日市町に設置するよう双三郡PTA連合会長・広教組双三郡支部長より陳情書が出され」ていることが確認できる(広島県教育研究所『15年のあゆみ』29頁。)。
- 114) 山口博人「世羅支部第十次教研の反省, とり組みと現状」広島県教職員組合『広島教育』 第109号, 1961年, 25~26頁。
- 115) 同上. 26 頁。
- 116) 同上。
- ¹¹⁷⁾ 城元章「甲奴郡教育研究はこう進める」広島県教職員組合『広島教育』第 55 号, 1955 年, 37 頁。
- 118) 同上, 41 頁。
- 119) 野地正人「山県郡教育研究所のあゆみと展望」山県郡町村教育委員会連絡協議会・山県郡 公立中学校『中学校創設 40 周年記念誌』1987 年、8 頁。

東北学院大学教養学部論集 第190号

- 120) 同上, 9頁。
- 121) 高橋令之「〈研究のとりくみ方〉教研活動における教育研究法について」広島県教職員組合『広島教育』第51号,1955年。
- ¹²²⁾ 高橋令之「支部集会・ブロック集会のもち方についての一つの提案」広島県教職員組合『広島教育』第57号、1955年。
- ¹²³⁾ 空間一三「成果は次年度への出発である―実践の中から生まれる教育研究―」広島県教職 員組合『広島教育』第 48 号, 1954 年。
- ¹²⁴⁾ 空間一三「飾らない態度で実践をなまにまとめよう」広島県教職員組合『広島教育』第 57号、1955年。
- 125) 同上。

(おおさこ あきふみ 東北学院大学教養学部 教授)